

〈イリオモテヤマネコ特集〉

シンポジウム

## 「希少野生動物の保護と自治行政」によせて

竹前 朝子

沖縄県西表島の固有種であるイリオモテヤマネコは環境省のレッドデータブックで絶滅危惧種に指定されている動物の一つですが、現在、イエネコ（いわゆる野良ネコや飼いネコ）との間に、ネコエイズなど伝染病の伝播や交雑の危険性などの問題を抱えています。今回、諸坂、東郷両先生を中心とした神奈川大学の先生方の協力の下、「竹富町ねこ飼養条例」の条例改正が行われたことを記念して、地方自治センター主催のシンポジウム「希少野生動物保護と自治体行政—イリオモテヤマネコ保護の条例化によせて」が開催されました。日本獣医生命科学大学野生動物教育研究機構の羽山先生と富山大学の高橋先生の基調講演から始まり、NPO法人どうぶつたちの病院の長嶺先生より沖縄本島におけるヤンバルクイナと飼いネコの共存への取り組みの報告、ヤマネコ保護協議会の栗原先生より西表島での飼いネコの適正飼養に関する普及活動の報告、更に竹富町の大城自然環境課長と東郷先生から条例制定の経緯とその内容についての報告、そして最後に統括討論と実に盛りだくさんの内容でした。

さて、私は現職に就くまで横浜市立よこはま動物園（ズーラシア）で動物園における環境教育に携わっていました。会場には多くの動物園関係者の姿がいましたが、実はズーラシアとそこに隣接する横浜市繁殖センターでは現在、イリオモテヤマネコと同様の問題を抱えているツシマヤマネコが飼育されているのです。動物園にはレクリエーションの場の提供、野生動物の生理・生態の研究、教育普及、そして自然保護への貢献という4つの社会的役割があります。ツシマヤマネコは生息地での保護活動と並行して、動物園での繁殖計画が進められており、最終

的には繁殖個体を野生へ戻

す「野生復帰」を目指し

ているところですが、こ

のような取り組みは動物

園における自然保護活動

の一つといえます。また、

生息地とは離れた地域に暮

らす人々に、展示動物を通して

教育普及活動を行うことも動物園の重要な役割です。

今回のシンポジウムは、実際の現地での現状と課題、

それに対する活動、地域の方々や自治体の関わり方

など様々な事例を聞く貴重な機会となりました。

これまで、環境について法律という観点から考

える機会はあまりありませんでしたが、改めて考

みると、人と人が関わって生きている限りそこ

にはルールが必要で、私たちは多くの法の中で暮ら

しています。残されたわずかな自然にも人間の生活圏

が広がっている今、人間と野生とが共存していくた

めにはそこにも同じようにルールが必要となるのは

当然といえます。大規模な開発や乱獲もちろん重

要な問題ですが、ペットが生態系に及ぼす影響も非

常に深刻で且つ、私たちの生活と密着した身近な問

題です。今回の竹富町の例のように、希少動物の保

護や種の多様性の維持を目的とする地域レベルでの

法令がこれからはもっと増えていくでしょう。

長嶺先生が講演の中で触れられた、国頭村安田区

の「クイナもネコも守ろう」という合言葉には、地

域の自然を守りつつ、人々が豊かに暮らせる方法を

探すという、私たちがこれから取り組んでいかな

てはならない課題が一言で表現されているような

気がします。（学修進路支援部第一部 学部・大学院事務課）





## 編集後記

今回は、イリオモテヤマネコ特集を組んでみました。シンポジウムでお世話になった、動物病院の先生や神奈川大学の職員の方にも、ご執筆いただきました。これからも、幅広くいろいろな方にご参加いただき、研究年報や神奈川法学とは違った形の読み物にしていきたいと思います。

来年度から、ニュースレターをHPからも読めるようになります。今後とも、よろしく願いいたします。(N)

## 法学研究所

所長	安達和志	教授
常任委員	東郷佳朗	准教授
	柴田直子	准教授
	野澤 充	准教授

神奈川大学法学研究所 ニュースレター 2009.3/No.13

発行者：神奈川大学法学研究所 安達和志  
〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋3-27-1 TEL 045-481-5661 (代表) FAX 045-413-6141

印刷所 (株)江森印刷所  
〒221-0014 横浜市神奈川区入江1-34-25 TEL 045-421-2297